

定 款

マーチャント・バンカーズ株式会社

制定 昭和 22 年 2 月 20 日

改定 昭和 22 年 9 月 10 日

23 年 2 月 16 日

23 年 5 月 7 日

23 年 5 月 31 日

23 年 8 月 18 日

24 年 5 月 30 日

25 年 5 月 27 日

26 年 5 月 30 日

27 年 5 月 30 日

28 年 5 月 26 日

29 年 11 月 25 日

32 年 5 月 28 日

34 年 11 月 28 日

37 年 5 月 29 日

38 年 11 月 28 日

41 年 5 月 28 日

45 年 5 月 27 日

47 年 5 月 27 日

50 年 5 月 27 日

54 年 2 月 20 日

54 年 4 月 1 日

57 年 6 月 23 日

平成 3 年 6 月 27 日

6 年 6 月 29 日

8 年 6 月 27 日

14 年 6 月 27 日

15 年 6 月 27 日

16 年 6 月 25 日

17 年 6 月 24 日

18 年 6 月 27 日

19 年 6 月 26 日

20 年 6 月 26 日

21 年 6 月 24 日

22 年 6 月 23 日

22 年 11 月 19 日

23 年 6 月 23 日

24 年 6 月 27 日

25 年 6 月 25 日

27 年 6 月 25 日

28 年 6 月 28 日

令和 1 年 6 月 27 日

4 年 6 月 28 日

マーチャント・バンカーズ株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、マーチャント・バンカーズ株式会社と称し、英文では MBK Co.,Ltd.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (2) 信託受益権の保有及び売買
- (3) 投資顧問業
- (4) 債権の買取業務
- (5) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
- (6) 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務
- (7) 不動産流動化コンサルタント業務
- (8) 有価証券の取得、保有、運用、投資及び証券仲介業若しくは金融商品取引仲介業
- (9) 都市再開発、観光開発その他土地開発に関する設計及び建設コンサルタント業務
- (10) 不動産特定共同事業法にかかる業務
- (11) 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋、投資業並びにアドバイザー業務
- (12) ホテル、ビル並びに公共施設等に関する運営受託、保守管理並びに清掃等の業務
- (13) 電気設備、衛生空調設備、給排水設備、昇降機器類の保守管理業務及び運転業務
- (14) 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介及び代理並びにこれらの業務に関するアドバイザー業務
- (15) 損害保険代理業
- (16) 飲食店、喫茶店、ホテル、宿泊施設、インターネットカフェ、遊技場、温浴施設、キャンプ施設、結婚式場、貸会場、美容サロン及びスポーツ施設の経営並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (17) 前号に掲げる施設に係る会員制の利用権の売買及びその斡旋
- (18) 入居テナントの管理及び経営支援
- (19) 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、化粧品、書籍、文房具、玩具、インテリア用品、家具、調度品、什器、家庭用電気製品、かばん、袋物、冠婚葬祭用贈答品、衣類、衣料雑貨品、骨董品、煙草、喫煙具、切手、印紙及び日用品雑貨等の販売
- (20) 広告業及び広告代理業
- (21) 太陽光、太陽熱、風力、地熱及び潮力等を利用した発電によって生じる電気の供給、発電設備及び関連機器類の輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (22) 食料品、飲料及び飼料の輸出入、加工及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (23) 食品製造機械等の工業機械、並びに医薬品及び医療機器の開発、製造、輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (24) 石油、天然ガス等のエネルギー資源及び鉱物資源の輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務

- (25) 経営一般に関するコンサルタント業務
- (26) 旅行商品の紹介
- (27) ブロックチェーン及び仮想通貨並びにそれらを活用したビジネスに関するコンサルティング、教育、研修
- (28) 各種情報システム及びソフトウェアの設計、開発、運営、保守並びにそれらに関するコンサルティング、教育、研修
- (29) インターネットを利用した各種商品の販売業務
- (30) インターネットを利用した情報提供サービス業務
- (31) インターネットを利用した広告宣伝業務
- (32) 前各号に付帯する業務及び前各号の目的を達成するために必要な業務

第3条（本店）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、90百万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを

受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は委任状を株主総会ごとに、当会社に差出さなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（員数）

当会社の取締役は 1 2 名以内とする。

第 20 条（選任方法）

取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

第 23 条（執行役員）

当社は、取締役会の決議により執行役員をおくことができる。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集の通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催できる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条（員数）

当会社の監査役は 4 名以内とする。

第 31 条（選任）

監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）

監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条（常勤監査役）

監査役会はその決議によって常勤監査役 1 名以上を選定する。

第 34 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集の通知は、会日の5日前までに各監査役に発するものとする。
ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第40条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

第7章 附 則

第42条（会社法施行前の取締役及び監査役の責任免除）

平成18年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第22条及び第29条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役及び監査役の責任の免除については、なお効力を有する。

第43条（電子提供措置等に関する経過措置）

令和4年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する